

課外活動におけるソーシャル・メディアの利用について

学生担当副学長・学生委員会

2012.12.18

課外活動の広報や連絡に、Twitter や Facebook などのソーシャル・メディアを活用するケースが増えてきました。課外活動で大学名を公表してこれらのソーシャル・メディアを活用することを、大学としては好意的に認めますが、利用にあたっては、大学のガイドライン (<http://www.u-sacred-heart.ac.jp/life/files/socialmedia.pdf>) と、SNS 利用の注意 (<http://www.u-sacred-heart.ac.jp/life/files/socialmedia.pdf>) に準じます。

課外活動の場合は、活動内容や練習風景の紹介、公演や部員募集などの告知が中心となりますが、その範囲を大きく超える場合は、事前に相談してください。

- アカウント開設に当たっては、必ず団体の顧問の了解を得たうえで、学生生活課に申し出ること。(申請書は学生生活課にあります)
- SNS 利用の責任者を置くこと(部長か副部長が望ましい)。顧問もアカウントとパスワードを共有し、随時投稿内容を確認する。あるいは、責任者がプリントアウトしたものを定期的に顧問に提出する。
- 大学の公式アカウントと見なされることを意識し、投稿内容(テキスト/写真)には十分に配慮する。個人情報への漏えい、他者への誹謗中傷、公序良俗に反する内容などを投稿しない。特に、部員の顔写真の掲載は、必ず本人の了解を得ること。個人名は原則として出さないことが望ましい。
- 万が一、個人情報漏えいや炎上などのトラブルが発生した場合は、すぐに顧問および学生生活課に届け出ること。